

5 介護保険のサービス

介護保険サービスの自己負担

介護保険のサービスを利用した場合、サービス費用の1割（一定以上の所得者は2割、平成30年8月から特に所得の高い方は3割）を利用者が負担し、残りの費用は保険から事業者に支払われます。ただし、施設へ入所・通所・宿泊して利用するサービスについては、居住費（滞在費）・食費や日常生活費などが自己負担となります。また、認定された要介護度等に応じて介護保険から給付される支給限度額が設定されています。限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分のサービス費用は全額自己負担となります。

問合せ 介護保険課 給付係 ☎5984-4591 FAX 3993-6362

要介護1～5の方が利用できるサービス

◇居宅介護支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）が本人の心身や生活の状況を調査して、どのようなサービスをどのくらい利用するかなどを決める居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

※ケアプランの作成および相談は無料です（全額を介護保険で負担します）。

◇居宅サービス

〈自宅で利用するサービス〉

●訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護や調理・掃除などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

●訪問入浴介護

介護職員と看護職員が自宅を訪問して、浴槽を提供し、入浴介護を行います。

●訪問看護

看護師などが自宅を訪問して、主治医の指示に基づいて床ずれの手当てや点滴の管理など療養上の必要なサービスや診療の補助を行います。

●訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などの専門家が自宅を訪問して、リハビリテーションを行います。

●居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが自宅を訪問して、薬の飲み方や食事など、療養上の管理・指導を行います。

〈施設に通ったり、宿泊して利用するサービス〉

●通所介護（デイサービス）

定員19名以上のデイサービスセンターで、食事・入浴・排せつなど日常生活の支援や機能訓練、レクリエーションなどを、日帰りで行います。

●通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院・診療所で、リハビリテーションを日帰りで行います。

●短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所する方に、食事・入浴・排せつなどの介護や機能訓練などを行います。

●短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所する方に、医療によるケアや食事・入浴・排せつなどの介護や機能訓練などを行います。

〈生活環境を整えるサービス〉

●福祉用具貸与

自立した生活をするための福祉用具が借りられます。

- | | | |
|-------------------|------------------------|---------|
| ①車いす☆ | ②車いす付属品☆ | ③特殊寝台☆ |
| ④特殊寝台付属品☆ | ⑤床ずれ防止用具☆ | ⑥体位変換器☆ |
| ⑦手すり（取り付け工事不要のもの） | ⑧スロープ（取り付け工事不要のもの） | ⑨歩行器 |
| ⑩歩行補助つえ | ⑪認知症老人徘徊感知機器☆ | |
| ⑫移動用リフト（つり具を除く）☆ | ⑬自動排せつ処理装置（交換可能な部品を除く） | |

※☆の品目については要支援1・2、要介護1の方、⑬については要支援1・2、要介護1～3の方は原則、対象外となります。ただし、条件により借りることができる場合がありますので、ケアマネジャー等にご相談ください。

●特定福祉用具購入費の支給

入浴用や排せつ用など、貸与になじまない福祉用具の購入費用を支給します（4月～翌年3月の1年間で10万円を上限に、自己負担分を差し引いて支給します）。

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------|
| ①腰掛け便座（便座の底上げ部材を含む） | ②特殊尿器（自動排せつ処理装置の交換可能部品） |
| ③入浴補助用具（入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす・入浴用介助ベルト等） | |
| ④簡易浴槽 | ⑤移動用リフトのつり具の部分 |

※指定を受けた事業所で購入した場合のみ、介護保険の適用になります。

●住宅改修費の支給

介護予防・介護の軽減等の効果を得ることを目的として、生活環境を整えるための住宅改修費を支給します（支給対象となる工事費の20万円を上限に自己負担分を差し引いて支給します）。

- | | |
|-------------------------------------|---------------------|
| ①段差の解消（スロープの設置、浴槽の床のかさ上げ（浴槽の取替を含む）） | |
| ②便器の洋式化 | ③床材の変更（滑りにくい床材への変更） |
| ④扉の変更（開き戸から引き戸への変更等） | ⑤手すりの取付 |

※工事前の申請が必要です。

※この他に、65歳以上の要支援・要介護認定を受けた方を対象とした自立支援住宅改修（設備給付）があります。（詳しくは73ページ参照）

※介護保険の「浴槽の取替」と「便器の洋式化」は、自立支援住宅改修（設備給付）と併せて利用できます。

〈施設に入所して利用する居宅サービス〉

●特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）

有料老人ホームなどに入所している方に食事や入浴などの支援や生活機能の維持向上のための機能訓練を行います。

◇施設サービス※要支援1・2の方は利用できません。

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象の施設です。食事・入浴など、日常生活の介護支援や健康管理などを行います。

※要介護3以上の方が対象です（やむを得ない事情がある場合は、要介護1・2の方も入所が可能です）。

●介護老人保健施設（老人保健施設）

病状の安定している方のための、医療のケアやリハビリテーションに重点をおいた施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリテーションなどを行います。

●介護療養型医療施設

急性期の治療を終えて病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方のための施設です。介護体制の整った医療施設で、医療や看護、リハビリテーションなどを行います。

●介護医療院（平成30年4月から介護療養型医療施設の転換施設として創設）

日常的な医療管理が必要な重度介護の方のための施設です。医療・看護・看取り・ターミナルケアなどを行います。

問 合 せ 介護保険課 給付係 ☎5984-4591 FAX 3993-6362

◇地域密着型サービス

要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の特性に応じた柔軟な体制で、在宅生活を支援するサービスです。

※原則として他区市町村の事業所のサービスは利用できません。

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

24時間体制で、定期的に、または何かあったときに連絡することで、ホームヘルパーや看護師などが訪問し、介護や看護、日常生活上の必要なサービスを行います。（詳しくは61ページを参照）

※要支援1・2の方は利用できません。

●夜間対応型訪問介護

夜間に、定期的に、または何かあったときに連絡することで、ホームヘルパーが訪問し、介護や日常生活上の必要なサービスを行います。

※要支援1・2の方は利用できません。

●地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）

定員18名以下のデイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練を日帰りで行います。

※要支援1・2の方は利用できません。

●認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

認知症の方を対象とした少人数デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練を日帰りで行います。認知症の進行の緩和に役立つ目標を設定して、認知症の知識を持ったスタッフによるきめ細かいサービスを行います。

●小規模多機能型居宅介護

事業所への「通い」を中心に、利用者の状況や希望などに応じて、自宅に来てもらう「訪問」や事業所への「宿泊」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを行います。（詳しくは61ページ参照）

●看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護（通い・訪問・宿泊）のサービスに加えて、必要に応じて看護職員に自宅に来てもらう「訪問看護」を組み合わせたサービスを提供します。（詳しくは61ページ参照）

※要支援1・2の方は利用できません。

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の方が少人数で共同生活をしながら、日常生活の介護や支援、専門的な機能訓練を受けられます。利用者は家庭的な環境の中で、できるだけこれまでと同じような生活を続けることを目指します。

※要支援1の方は利用できません。

区内の介護保険事業所の情報を毎月更新して一覧を作成しています。

下記担当までお問い合わせください。

また、ホームページでも公開しています。

医療と介護の情報サイト <http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/13/> ⇒66ページ

問 合 せ 介護保険課 事業者指定係 ☎5984-1461 FAX 3993-6362



コラム

地域密着型サービスとは

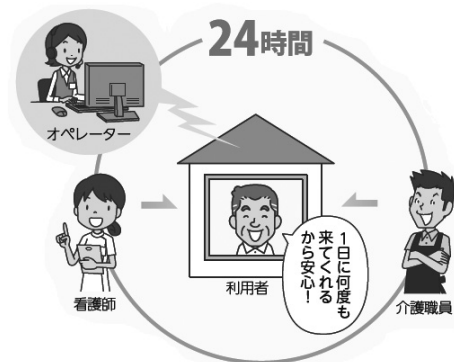
地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするために、身近な区市町村で提供されるサービスです。このサービスは、地域での生活を24時間体制で支えるためのもので、事業者は要介護者等の日常生活圏域内に拠点を置いてサービス提供するため、原則として当該区市町村の住民のみが利用できることになっています。

◆24時間対応の訪問サービス

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

自宅で生活しながら、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで提供するサービスです。

介護職員や看護師などによる定期的な訪問に加えて、緊急時に専用の端末を使ってオペレーターに通報することができ、状況に応じて介護職員などが駆けつけます。1か月あたりの利用料は定額で、食事や排せつなどで1日複数回介助が必要な方が利用します。



◆通い・訪問・宿泊を組み合わせたサービス

●小規模多機能型居宅介護 ●看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、事業所への通いを中心に、利用者の状況や希望に応じて宿泊や自宅への訪問を組み合わせて提供するサービスです。

少人数の登録制で、事業所のスタッフと顔なじみの関係が築けますので、環境の変化が苦手な認知症の方なども安心して利用できます。

小規模多機能型居宅介護に「訪問看護」を加えたサービスが、看護小規模多機能型居宅介護です。小規模多機能型居宅介護のサービスと、看護師などによる訪問看護が必要な方が利用できます。



地域密着型サービスの利用方法やサービス内容などを説明したパンフレット「**地域密着型サービスってなんだろう!?**」を配布しています。

主な配付場所

- 地域包括支援センター（21～25ページ）
- 介護保険課（練馬区役所東庁舎4階）

問合せ 介護保険課 事業者指定係 ☎5984-1461 FAX 3993-6362
 事業者指導係 ☎5984-4589 FAX 3993-6362
 給付係 ☎5984-4591 FAX 3993-6362

要支援1・2の方が利用できるサービス

◇介護予防支援

地域包括支援センターが、本人の心身や生活の状況を調査して、どのようなサービスをどのくらい利用するかなどを決める介護予防ケアプランを作成します。

※介護予防ケアプランの作成および相談は無料です（全額を介護保険で負担します）。

◇介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業

サービスの内容については、介護予防を目的としていますが、おおむね「居宅サービス」と同様ですので、58・59ページを参照してください。なお、介護予防・生活支援サービス事業の内容については、67ページ以降を参照してください。

〈自宅で利用するサービス〉

- 訪問サービス
- シルバーサポート事業
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

〈施設に通ったり、宿泊して利用するサービス〉

- 通所サービス
- 食のほっとサロン
- 高齢者筋力向上トレーニング
- 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
- 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
- 介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

○は介護予防・生活支援サービス事業です。

〈生活環境を整えるサービス〉

- 介護予防福祉用具貸与
※要支援の方は対象とならないものがあります。
- 特定介護予防福祉用具購入費の支給
- 介護予防住宅改修費の支給

〈施設に入所して利用する居宅サービス〉

- 介護予防特定施設入居者生活介護
（介護付有料老人ホーム等）

◇地域密着型介護予防サービス

サービスの内容については、介護予防を目的としていますが、おおむね「地域密着型サービス」と同様ですので、60・61ページを参照してください。

- 介護予防認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
※要支援1の方は利用できません。
- 介護予防小規模多機能型居宅介護

問 合 せ 介護保険課 給付係 ☎5984-4591 FAX 3993-6362

介護予防・日常生活支援総合事業については
高齢社会対策課 介護予防生活支援サービス係 ☎5984-4596 FAX 5984-1214

地域密着型介護予防サービスについては
介護保険課 事業者指定係 ☎5984-1461 FAX 3993-6362

自己負担の軽減

◇特定入所者介護サービス費（補足給付）

〔所得の低い方への居住費（滞在費）・食費の軽減〕

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用した際、居住費（滞在費）と食費の自己負担を軽減します。軽減を受けるには申請が必要です。

居住費（滞在費）・食費の自己負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	所得区分	居住費（滞在費）				食費（1日）
		ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型 個室	多床室	
第1段階	・生活保護受給の方等 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が特別区民税非課税の方	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	世帯全員および世帯分離している配偶者が特別区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	世帯全員および世帯分離している配偶者が特別区民税非課税で、上記に該当しない方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※（ ）内の金額は介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

※預貯金等が単身で1,000万円超、夫婦で2,000万円超の場合には、減額の対象外となります。

※利用者負担段階の判定には、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として含みます。

※平成30年8月から、利用者負担段階の判定基準について、現行の「合計所得金額」から、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」および「公的年金等に係る雑所得」を控除した額を用いるよう変更となります。

●「特別区民税課税世帯」および「世帯分離している配偶者が住民税を課税されている方」に対する特例減額措置

高齢夫婦等の2人以上の世帯で、1人が施設に入所し費用を負担したことで、在宅の方の生活費が一定額以下になってしまう場合などに、居住費や食費が減額されることがあります。申請が必要ですので、詳しくはお問い合わせください。

◇生計困難者に対する自己負担額の軽減

一定の要件に該当する方が、軽減制度を実施している事業者で対象のサービスを利用した場合、サービス費や居住費、食費の自己負担額が3/4になります（老齢福祉年金受給者は1/2）。申請が必要ですので、詳しくはお問い合わせください。

◇災害等特別な事情があるときの自己負担の減額・免除

災害などの特別な理由により自己負担の支払いが困難になった場合には、サービス費の自己負担額が減額・免除される場合があります。対象の要件や申請方法など詳しくはお問い合わせください。

◇高額介護（介護予防）サービス費〔1か月の自己負担が高額になったとき〕

- ・同一月に利用したサービスの自己負担額が高額になり、一定額（上限額＝下表）を超えたときは、申請により超えた分を後から支給します。
- ・対象となる方には、サービス利用月から、おおむね2～3か月後に、区からお知らせをしますので手続きをしてください。
- ・同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。

自己負担の上限額（1か月）

所得区分	自己負担の上限額（世帯合計）
現役並み所得相当の世帯の方	44,400円
特別区民税課税世帯の方	44,400円 ※自己負担割合が1割の方は、年間（8月～翌年7月）の負担上限額446,400円
世帯全員が特別区民税非課税の方	24,600円
世帯全員が特別区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	24,600円 （個人の場合）15,000円
生活保護受給の方等	15,000円

※平成30年8月から、所得区分による負担限度額の判定基準について、現行の「合計所得金額」から、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」および「公的年金等に係る雑所得」を控除した額を用いるよう変更となります。

◇高額医療・高額介護（介護予防）合算療養費制度〔介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき〕

介護保険と医療保険の自己負担の合計が年間の限度額（下表）を超えたときは、申請により超えた分を後から支給します。対象となる方には、加入している医療保険者または東京都後期高齢者医療広域連合からお知らせします。

※同じ世帯でも、世帯員がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。

自己負担限度額（年額：8月～翌年7月分）

所得区分	70歳未満の方	所得区分	70歳以上の方 （平成30年7月まで）	70歳以上の方 （平成30年8月から）
年間所得901万円超	212万円	課税所得690万円以上	67万円	212万円
年間所得600万円超 901万円以下	141万円	課税所得380万円以上 690万円未満		141万円
年間所得210万円超 600万円以下	67万円	課税所得145万円以上 380万円未満		67万円
年間所得210万円以下	60万円	課税所得145万円未満*	56万円	56万円
特別区民税非課税世帯	34万円	特別区民税非課税世帯	31万円	31万円
		特別区民税非課税世帯 （所得が一定以下）	19万円	19万円

*年間所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

※年間所得は、総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額です。

問合せ 介護保険課 給付係 ☎5984-4591 FAX3993-6362

介護保険の利用・相談・苦情に関する問合せ

◇介護保険に関する問合せ

- お住まいの地域を担当する地域包括支援センター ☎21～25ページ
- 介護保険課 ☎3993-1111 (代表) FAX3993-6362

◇介護サービスに対する相談・苦情

- 居宅介護支援事業所、サービス提供事業所へ直接
- お住まいの地域を担当する地域包括支援センター ☎21～25ページ
- 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員 ☎29ページ
- 東京都国民健康保険団体連合会

◇契約などの相談

練馬区消費生活センター ☎29ページ

◇その他介護サービスや事業者等に関する情報

- 練馬区ホームページ <http://www.city.nerima.tokyo.jp/>
- 医療と介護の情報サイト <http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/13/>
⇒66ページ
- とうきょう福祉ナビゲーション <http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>
- WAM NET (ワムネット (独立行政法人福祉医療機構)) <http://www.wam.go.jp/>

コラム

共生型サービスについて



平成30年度の制度改正により、介護保険と障害福祉の両方を担う「共生型サービス」が創設されました。

例えば、障害福祉サービス事業所が、共生型サービス事業所の指定を受けることにより、介護保険サービスを提供でき、障害福祉サービスの利用者が65歳になっても、引き続き同じ事業所の利用ができるようになるものです。

対象となるサービスは「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「短期入所生活介護」です。

医療・介護連携シート

本人の医療・介護に関する関係者が一目でわかる「医療・介護連携シート」配布しています。
認知症などのために、ご自身を支援する関係者を忘れてしまっても、医療機関や介護サービスを利用する際に担当者にシートを見せることで、関係者の円滑な連携が図れます。

※紛失が心配な方は未記入でもかまいません。

ご本人氏名	記入日
要介護認定 有・無 障害者手帳 有・無	
これまでに かかった 主な病気	
●地域包括支援センター □配布元 (配布時に返します)	
記入日	担当者名
	名称
地域包括支援センター	
電話番号	
●ケアマネジャー □配布元 (配布時に返します)	
記入日	担当者名
	名称
電話番号	
●医療機関、薬局、その他 □配布元 (配布時に返します)	
記入日	担当者名
	名称
電話番号	

医療・介護連携シート

練馬区では、高齢者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護、予防、住まい、生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立を目指しています。その取組の一環として、高齢者一人ひとりにあった医療・介護等の連携を支援するため、このシートを作成しました。

【ご本人様、ご家族様へ】
病院・診療所の医師や、薬局、介護サービスの担当者には、おくすり手帳と一緒にこのシートを見せてください。また、おくすり手帳と共に、大切に保管してください。

【医療・介護関係者様へ】
ご本人が利用されている医療系・介護系サービスをご確認いただき、必要に応じて、関係者との情報共有にご活用ください。利用についての同意は、ご本人からいただいております。
裏面に記載のないサービス等がありましたら、随時、加筆してください。

作成：練馬区高齢者支援課 ☎5984-4597
ご本人同意欄 (□にチェック☑を入れてください)
 このシートの利用方法について説明を受けました。記載されている情報を、医療・介護の関係機関に提供することに同意します。

おくすり手帳に貼る場合は、この部分をのり付けします。

普段使用しているお薬手帳に添付して利用したり、カバーに挟んでおくと便利です。
⇒コラム「安心をいつもそばに
あなたを守るお薬手帳」
45ページ

配布場所 地域包括支援センター (21～25ページ)、薬局、居宅介護支援事業所
問合せ 高齢者支援課 在宅療養係 ☎5984-4597
FAX 5984-1214

5

介護保険のサービス

コラム

医療と介護の情報サイト

医療と介護の情報サイトでは、高齢者やその家族、医療・介護関係者などが、医療や介護、生活支援に関する情報をまとめてご覧いただけます。
このサイトは、厚生労働省が運用する「介護サービス情報公表システム」を活用しています。

【閲覧方法】

- ① 区ホームページのバナー (= 右図) をクリック
- ② 内容を確認し、「医療と介護の情報サイト」をクリック
- ③ 「介護事業所検索」「地域包括支援センター検索」「生活支援等サービス検索」「住まい(サービス付き高齢者向け住宅)検索」「医療機関検索」「薬局検索」から調べたい項目をクリック
- ④ 地域の中から「練馬区」を選択

こちらのホームページアドレスや、QRコードからもご覧になれます。

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/13/>

問合せ 高齢者支援課 在宅療養係 ☎5984-4597 FAX 5984-1214



クリック



【QRコード】

